

合併処理浄化槽を設置される方へ 補助金を交付します！

安平町では、公共下水道区域外での合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と生活環境の保全を目的として、平成26年度までの期間限定で、浄化槽の設置者に補助金を交付する事業を実施しています。

ぜひ、この補助制度をご利用いただき、環境にやさしい浄化槽の設置にご協力をお願いします。

合併処理浄化槽とは？

公共下水道などが整備されていない地域でトイレを水洗化するとき有効とされています。合併処理浄化槽の働きを一言でいうと「水洗トイレからの汚水（し尿）や台所・お風呂などからの排水を浄化し、きれいな水にして放流するための施設です。※図1参照。
※単独処理浄化槽は、し尿のみを処理する浄化槽で、台所やお風呂などの排水の処理ができないため、汚れた水をそのまま放流する事になります。※図2参照

図1 合併処理浄化槽

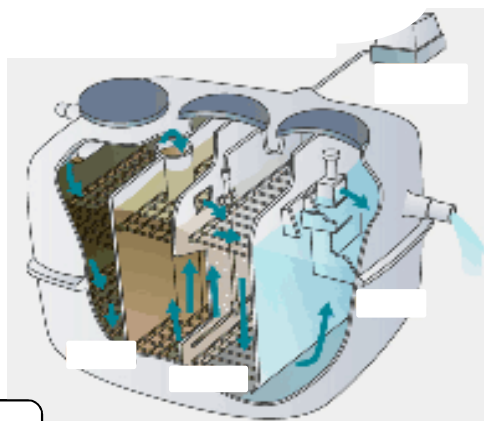


図2 単独処理浄化槽



合併処理浄化槽のしくみ

浄化槽は、水中の微生物の働きを利用して、汚水を浄化するものです。つまり、微生物が汚水中の汚れを食べ、きれいな水にしてくれるのです。



合併処理浄化槽の設置にはいくら掛るの？

◎例えば、浄化槽本体設置工事（5人槽）で約120万円と排水設備工事に（浄化槽までの排水管や浄化槽からの放流管など）約60万とされています。

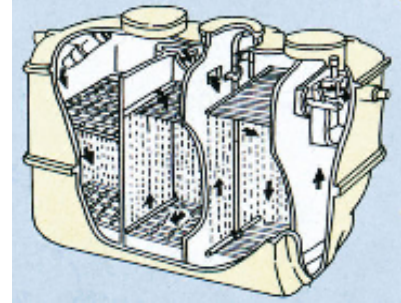
◎浄化槽の性能を維持していくために、保守点検・検査や清掃など年間約6万円の維持費も掛ります。

※この保守点検・検査や清掃は、法律で義務付けられており、必ず実施しなければいけないものです。

安平町合併処理浄化槽設置整備事業の内容

1. 補助の対象となる区域

○公共下水道事業区域を除く町内全域



2. 補助の対象者

○補助対象区域内において、住宅の用途に供する合併処理浄化槽を設置する方（事業所の社宅・寮も対象になります。）

○平成22年4月1日以降に合併処理浄化槽を設置した方も対象となりますので、住民生活課までお問い合わせください。

注意：次のような場合は、補助を受けられません。

- ①浄化槽法及び建築基準法に基づく確認を受けずに設置する方
- ②住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方
- ③販売目的で合併処理浄化槽付住宅等を建築（改築を含む）する方
- ④町税等を滞納している方

3. 事前申込期間

○平成23年4月1日（金）～同年5月20日（金）まで

※上記申込期間後の申込の際には、事前に住民生活課へご相談ください。

4. 補助金の額

合併処理浄化槽の本体設置に要する費用とし、下表に定める額を限度とします。

人槽区分	補助の限度額
5人槽	704,000円
6～7人槽	882,000円
8～10人槽	1,176,000円
11人槽以上	2,004,000円

※人槽は、住宅の延床面積等によって決まります。実際に住む方の人数ではありませんが、将来人数等考慮し人槽の調整をすることがありますので、ご注意ください。

※既存住宅に浄化槽を設置する場合には、水洗トイレへの改造工事などの費用に対しても助成制度があります。（改造資金の助成制度をご覧ください。）

6. 今年度の手続きの流れ

● 申込書の提出

本年度中に浄化槽の設置を予定されている方は、5月20日（金）までに申込書を提出してください。



● 補助金交付申請書の提出

設置業者と工事契約を締結した後、申請書に図面や見積書等の必要書類を添付し、役場窓口へ提出します。



○ 補助金交付決定の通知

提出された申請書類の審査後、補助金交付決定通知書を浄化槽設置者へ送付します。



● 工事開始

補助金交付決定通知がされたのを確認後、設置工事を開始してください。
※役場の職員が工事状況等を確認することがありますので、ご協力ください。



● 実績報告書の提出

工事完了後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書に浄化槽の保守点検・清掃業者や委託契約書の写し、工事写真等の必要書類を添付し、役場窓口へ提出します。



○ 補助金交付額確定の通知

提出された実績報告書の審査後、補助金交付額確定通知書を浄化槽設置者へ送付します。



● 補助金の請求

補助金交付額確定通知書を受けた後に、補助金交付請求書により補助金の請求をしてください。



○ 補助金の交付

請求書受理後、約1か月以内に指定口座に振り込みします。

注) ●は、申請者が行うものです。 ○は、町が通知・交付を行うものです。

★申請時の注意事項

手続きには、専門的な書類の提出も必要になりますので、事前に施工業者とご相談のうえ、申請してください。

下記のような事例があった場合は、交付を取り消し、既に交付した補助金を全部又は一部を返還していただく場合があります。

- 1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- 2) 補助金を他の用途に使用したとき
- 3) 補助金交付の条件に違反したとき